

スタートアップ立地促進補助Q & A

Q. スタートアップの定義は何ですか？

A. 革新的なアイデアとテクノロジーを駆使し、日本全体およびグローバルへ急速に拡張できる新しい形態のサービスやビジネスを主な事業とする法人・個人を指します。

Q. 審査の基準はありますか？

A. 下記の観点から、審査会にて審査を行います。

①新規性・独創性・優位性	・製品・サービス等の新規性・独創性、利用者への利便性等 ・類似する製品・サービスとの相違点、競争優位性
②市場性(収益性)・マーケティング戦略	・開発する商品・サービス等の市場規模及びその根拠、顧客ターゲット ・PR方法、マーケティング手法、販売予定価格
③地域経済活性化への波及効果	・事業実現による地域への経済波及効果やイメージの向上 ・新たな需要や雇用の創出効果
④実現可能性	・動機・目的の明確性、事業内容・スケジュールの妥当性 ・事業実施に必要な資金・人材の確保、代表者の経験・能力
⑤発展可能性・成長性	・起業後の事業の成長性、製品・サービス等の発展可能性 ・全国展開、海外展開の可能性

Q. 高度なテクノロジーとは何ですか？

A. 自社が切り開こうとする、日本全体ないしグローバルの市場において、自社の競争力の源泉となるサービスやプロダクトないしはオペレーションを開発・実装できる技術を指します。

Q. 現在、神戸市内に拠点があり、事業を行っています。補助の対象になりますか？

A. 神戸市内に拠点がある場合は、新たな事業所の開設、または新規雇用を伴う事業拡大による移転が条件となります。

Q. 申請はいつまでにすればよいですか？

A. 事業所を開設する前に、エントリーを行ってください。エントリーは随時受け付けていますので、エントリーフォームより必要事項を記入してください。